

保険会社に係る検査マニュアル

平成12年6月

金 検 第 1 2 1 号
平成12年6月20日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融監督庁検査部長 五味 廣文

保険会社に係る検査マニュアルについて

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」(蔵検第140号)を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。また昨年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を定め、これにより、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。これらの基本的考え方に則り、今般、保険会社について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル(以下「保険会社に係る検査マニュアル」という。)を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

なお、保険会社に係る検査マニュアルは、あくまでも検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ることが期待される。また、マニュアルの各チェック項目は検査官が保険会社のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、保険会社の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必

要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に保険会社と十分な意見交換を行う必要がある。

本通達は、平成12年7月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成12年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。

なお、平成9年4月15日付通達(蔵検第185号)「保険会社の資産査定について」は、平成12年7月1日を以て廃止する。

(注)平成12年6月30日以前に行われた保険会社の決算処理等について検査を実施する場合は、その処理等の時点で効力を有していた通達等に基づき、これを実施することとなる点に留意する。

(別紙)

保険会社に係る検査マニュアル

平成12年6月

保 険 検 査 マ ニ ュ ア ル

目 次

第1	基本的考え方等	1
1.	保険会社に対する検査の基本的考え方	1
(1)	検査の目的及び位置づけ	1
(2)	保険会社に対する検査の基本原則	2
2.	保険検査マニュアルの基本的考え方	2
(1)	自己管理型の検査	2
(2)	リスク管理重視の検査	3
3.	保険検査マニュアルの位置づけ等	3
第2	チェックリスト等	5
	・法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト及び 保険募集管理態勢確認用マニュアル	5
(1)	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	5
(2)	保険募集管理態勢確認用マニュアル	2 2
	・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等	3 0
(1)	リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）	3 0
(2)	保険引受リスクに関する検査に係る チェックリスト及びマニュアル	3 8
	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	3 8
	責任準備金等及び支払備金検査用マニュアル	4 2
(3)	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	4 8
(4)	市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	5 2
(5)	信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル	7 0
	信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	7 0
	信用リスク検査用マニュアル	7 7
(6)	不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	1 2 0
(7)	ソルベンシー・マージン比率等に関する検査	1 2 4
(8)	流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	1 2 7
(9)	事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	1 3 1
(10)	システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	1 4 3

保険検査マニュアルの構成

基本的な考え方

法令等遵守	リスク管理							
	保険募集管理	共通編						
		保険引受リスク	資産運用リスク			流動性リスク	事務リスク	システムリスク
			市場関連リスク	信用リスク	不動産投資リスク			

第1 基本的考え方等

1. 保険会社に対する検査の基本的考え方

(1) 検査の目的及び位置づけ

保険会社は私企業であり、自己責任原則に則った経営が基本である。しかし、保険会社の主たる債権者は、一般企業と異なり、保険契約者等つまり一般公衆であり、その利益は適切に保護されなければならない。また、保険は、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという重要な役割を担っているものであり、保険の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。ここに、国家が保険会社の業務の健全かつ適切な運営に重大な関心を持たざるを得ない理由がある。

保険会社に対する監督当局の検査も、こうした観点から、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため」に行うものであるとされている（保険業法第129条等。生命保険募集人、損害保険代理店等についても同様。）。検査に際しては、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために十分な検査を行っているか、逆に、健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点からは、必ずしも必要のない点まで調査に及んでいないかが、不断に問い直されなければならない。保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ることは、検査を行うに際して、常に立ち返って確認されなければならない基本目的である。

しかし、業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ることは、ひとり、検査のみによって確保されるべきものではない。保険業法の運用に当たっては、保険会社の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならないのであり、業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ることは、まず自己責任の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならないものとする。

保険会社の取締役会は、何よりもまず、内部管理体制を充実させることにより、自らの責任において、業務の健全性及び適切性を確保し、保険契約者等の保護を図るよう努めることが求められる。また、監査役は、内部管理体制の充実において重要な役割を担っており、取締役の職務の執行を監査するという自らの職責を十分に果たすことが求められる。さらに、会計監査人等は、こうした内部管理体制の状況を的確に把握し、保険会社とは独立した視点に立って、財務諸表監査等を通じて、厳正な外部監査を実施することが求められる。さらに、こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の経営内容は広く開示され、市場を通じた、投資家等による監視（市場規律による監視）を通ることとなる。

監督当局による公的関与は、こうした自己責任原則と市場規律による監視だけでは保険契約者等の保護等が十分に図れないと判断される場合に、これらを補強するものと位置づけられる。したがって、当局による検査は、保険会社による内部管理、会計監査人等による外部監査を前提としつつ、これらと十分な連携を保ちながら、保険会社の業務の健全性及び適切

性を確保し、保険契約者等の保護を図るために、ルールに基づき、効率的・効果的に実施される必要がある。

(2) 保険会社に対する検査の基本原則

以上を踏まえると、保険会社に対する検査の基本的考え方は次のとおりとなる。

保険会社に対する検査は、自己責任原則に基づく保険会社自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである(補強性の原則)。したがって、当局としては、検査を通じて、まず自己責任原則に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう、強く促していく必要がある。また、検査は、これらの管理・監査が適切に行われることを前提に、管理・監査体制のプロセス・チェックを中心とした事後監視型チェックに重点を置くこととする。適切な内部管理ができているかどうかについての説明責任はあくまで保険会社自身にあり、当局はこれを検証する立場にあると考えられる。保険会社に対する検査においては、すべてを検査することは、可能でもなければ、必要でもないのである。

また、当局及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、保険検査は、監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に行われる必要がある(効率性の原則)。検査においては、監査役、会計監査人等と連携し、監査機能の一層の活用を図ることとする。また、保険会社において適切な内部管理が行われることを前提に、その実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査を実施することとする。

さらに、保険会社に対する検査は、保険会社の業務の健全性及び適切性を確保し、保険契約者等の保護に向けて、その機能を十分に発揮するように、実施される必要がある(実効性の原則)。検査部局は、検査において経営の問題点を保険会社に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局と緊密な連携を維持することとする。

2. 保険検査マニュアルの基本的考え方

(1) 自己管理型の検査

以上の基本的考え方を踏まえ、保険検査マニュアルの策定に際しては、当局による指導型から、保険会社自身による自己管理型への転換をさらに促進していく観点から、以下の点に配慮している。

具体的にはまず、検査マニュアルは本来的には検査官のための手引書であるが、保険会社の自己責任に基づく経営を促す観点から、これを公表することとしている。

また、保険会社の自己管理にも使用しやすいチェックリスト方式を中心としたマニュアルとしている。

次に、従来のように、不祥事件が生じていないかどうかといった結果のみに着目するのではなく、むしろ、そのような問題が生じないような内部管理・外部監査体制が確保されているか

否かというプロセス・チェックに重点を置いた検査マニュアルを策定している。

また、いわゆる護送船団方式を前提とした、すべての保険会社に共通するチェック項目を中心としたマニュアルではなく、むしろ、先進的な保険会社を念頭においたチェック項目も積極的に採り入れたマニュアルとしている。

さらに、自己責任原則という観点から、取締役会、監査役、会計監査人等が、内部管理・外部監査体制の中で、それぞれ、どのような役割を担うことが適切か等、責任の所在を意識したマニュアルを策定している。特に、取締役会・監査役自身が、保険会社の抱える各リスクの特性を十分理解し、必要な資源配分を行い、かつ、適切な内部管理を行っているか否かをまず確認していく、いわゆるトップダウン型の検査方式を念頭に置いている。

(2) リスク管理重視の検査

また、保険を巡る諸情勢を踏まえ、検査マニュアルは、保険会社のリスク管理態勢の確認検査に重点を置いて策定している。

保険会社においては、市場環境の変化、運用手法の多様化、高度化等によって、信用リスクに加え、証券投資に係る価格変動リスクや外貨建投資における為替リスク等の市場関連リスクが大きなものとなっているほか、保険引受リスク、事務リスク等の様々なリスクを抱えるようになってきている。また、経済の自由化・国際化、人口の高齢化等、我が国の保険事業を取り巻く環境変化に対応するため、金融システム改革による規制緩和・自由化が進められている。護送船団方式は終焉し、保険会社が自己責任に基づき新たな業務構築を模索していく新しい時代の幕が上がり始めている。

このように、保険事業を取り巻く経営環境が急激に変化するなかで、保険会社自らが責任をもってさまざまなリスクを的確に把握・管理していくことがますます重要になっている。

さらに、リスク管理重視型の経営が基本となってきた国際的潮流のなかで、わが国保険業の更なる発展を促すためにも、リスク管理の適切性を強く内外にアピールしていく必要がある。

このような状況の下で、保険会社に対する検査においては、保険募集等における個別の法令遵守状況のチェックや保険会社の業務の健全性を確保する観点からの資産査定は重要な要素であるものの、今後は、適切なリスク管理態勢の確保という視点からの検査も実施していくこととする。

3. 保険検査マニュアルの位置づけ等

保険検査マニュアルはあくまでも検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図

ることが期待される。また、マニュアルの各チェック項目は検査官が保険会社のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に保険会社と十分な意見交換を行う必要がある。